

令和8年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第 50 号 説 明 資 料

令和8年8月28日

大磯町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

町 民 課

大磯町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

1 改正概要

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和8年総務省令第86号）の施行に伴い、引用条項の整合を図るため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 引用法令の改正（改正箇所：第14条第1項）

地方自治法施行規則の改正により、地方自治法の規定に基づく代理人に関する引用条項を整理するため、条例第14条第1項において引用する同規則の条項を、「第19条第1項第1号ト」から「第18条の3第1項第7号」に改めるものです。

(2) 施行日

令和8年10月1日から施行します。

大磯町認可地縁団体印鑑条例 新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 13 条 省略 （代理人による申請等） 第 14 条 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号） <u>第 18 条の 3 第 1 項第 7 号</u> の代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団 体にあつては、第 4 条の申請、第 10 条第 1 項の届出又は第 12 条第 1 項の 申請を代理人により行うことができるものとする。 2・3 省略 第 15 条～第 18 条 省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。</u>	第 1 条～第 13 条 省略 （代理人による申請等） 第 14 条 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号） <u>第 19 条第 1 項 第 1 号ト</u> の代理人（以下「代理人」という。）を置いている認可地縁団体 にあつては、第 4 条の申請、第 10 条第 1 項の届出又は第 12 条第 1 項の申 請を代理人により行うことができるものとする。 2・3 省略 第 15 条～第 18 条 省略